

- 
- 法人名 :
  - 部 署 :
  - 役 職 :
  - 名 前 : 那須伸裕
- 

■コメント:

お世話になっております。

下記の点につき、ご検討、ご配慮の程お願い致します。

Q1について

・商法上の匿名組合が本報告の対象とされていますが、資産流動化法に基づく特定目的会社に準じたいわゆる「資産流動化SPC」に対する適用の要否、是非等について、言及していただけないでしょうか。

(以下、資産流動化SPCの一部である匿名組合が本報告の対象になる、とされる場合について、ご配慮下さい。)

・上記の資産流動化SPCの場合、その趣旨等から匿名組合が出資する有限会社の議決権が匿名組合への出資者から切り離されることが一般的と思われませんが、この場合、他の要件が無ければ本報告で言う「業務執行権」も匿名組合への出資者から切り離されているとみなして良いか、言及して下さい。

・形式的に出資と議決権が切り離されている資産流動化SPCにおいて、何ををもって「実質的に支配している」とするのか、具体例を挙げて下さい。

・子会社の定義として「支配」が要件となると理解しておりますが、この「支配」とは意思決定を支配することではないでしょうか。だとした場合、資産流動化SPCの意思は当初の契約、定款等で定められ、自律航行していると考えられますので、これに該当しないと考えます。資産流動化SPCにおける「意思決定の支配」とは、何を指すのかご指摘下さい。

Q5について

・匿名組合が子会社とみなされ連結される場合、出資先である資産流動化SPC（匿名組合が出資する有限会社）において調達するノンリコース「ローン」が出資者の連結貸借対照表に計上されますが、親会社の負担責任が全くなく、負担の蓋然性がない債務が計上されることは適切な開示でしょうか。利害関係者の判断を著しく誤らせると考えます。

・資産流動化SPCについては、既に匿名組合への出資を適時適切に評価することで出資者の個別財務諸表上、適切な開示がなされていると考えます。資産流動化SPCの内容を開示させるのであれば、別途注記などの開示方法を検討しては如何かと考えます。

・仮にそれでも連結する、という場合、ノンリコース?ローン及びそれに対応する資産が連結財務諸表に計上されることは適切でないと思います。したがって、出資持ち分に応じた連結（持分連結?部分連結?）といった方法の採用を検討して下さい。

Q6について

・影響力基準の適用にあたっては、他の緊密者の出資割合を合算しても15%未満であれば、他の要件についてはまったく考慮しなくて良いと理解してよろしいでしょうか。Q1に対するA1-3に該当する規定が影響力基準には無いからです。

適用時期について

・従来、ルール適用を明確にしなかった範疇ですので、適用に当たっては移行期間を設けて下さい。また、連結対象外から対象に変わる匿名組合などが存在する場合、連結以前の取引については消去対象としないなどの配慮をお願い致します。もっとも、不適切な開示を目的とした取引は当然訂正?修正されるべきことは理解しております。

以上です。

上記意見等は所属監査法人とは一切関係がございません。何卒、よろしくお願い致します。

-----